

(議長)

次に、日程第15、議案第1号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域持続的発展市町村計画で定める産業振興促進区域内における固定資産税の課税免除を行うため、本条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

税務課長。

「税務課長」(補足説明)

それでは、議案第1号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について説明いたします。

議案書は15から17頁、資料につきましては、1頁の資料1となります。

今回の条例制定の経緯につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、同年4月1日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、失効した旧過疎法に基づく当町の条例である過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例につきましても、3月31日をもってその効力を失ったことから、新たに4月1日に施行された新過疎法に基づく課税免除に関する条例を制定するものでございます。

なお、制定する新条例の内容につきましては、今回、過疎法が見直されたことにより、対象となる免除要件が旧条例と比較し拡充されたものとなっており、その内容につきましては資料1に記載してございますが、対象業種については情報サービス業などが追加され、設備の取得価額に関する要件が2,700万円超から、資本金の規模に応じて、500万円以上までに引き下げられました。

また、対象となる固定資産につきましては、これまで新設、または、増設のみを対象としていたものが、資本金の額が5,000万円以下の法人などは、取得または制作、もしくは、建設が追加されたもので、過疎地域持続的発展市町村計画で定める産業振興促進区域内において、これらの対象となる年調要件を満たす事業を行う場合、申請により3年間固定資産税の免除を行うというものでございます。

以上が条例制定の概要となりますので、ご審議方、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第2号、江差町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第2号、江差町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、江差町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議案第2号でございますが、議案書20頁、それから資料の方は3頁をお開き願いたいと思います。

先程の議案第1号の補足説明と重なる部分ございますけれども、内容といたしましては、これまでの過疎地域に係る特別措置法、法律がこれまでの3月31日で失効し、4月1日から新たな法律ができたことに伴いまして、法律の名称及び参照している条文その他の部分の内容を一部改正したものでございます。

具体的な内容におきましては、第1条の法律の名称、それから第12条、第14条第2項に改めたものでございます。附則といたしましては、改正内容につきましては、令和3年4月1日から適応するという内容となっております。

説明は以上となりますので、宜しくお願いします。

（議長）

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第2号、江差町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17、議案第5号、江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第5号、江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

先程、議決を頂きました過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定に伴いまして、江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」(補足説明)

それでは、議案の第5号でございます。

議案書の28頁、それと条例の新旧対照表につきましても、定例会資料の13頁をお開き願います。

この間の議案の審議ですすでにご案内のとおり、過疎地域自立促進特別措置法が本年の3月31日に失効し、同時に過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法が制定

されたところでございます。

一般の条例改正の趣旨は、新法の施行を受け過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例が制定されたことに伴う、関係条文の整合性を図るものでございます。

ご審議の上、議決方宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第5号、江差町企業立地の促進及び雇用奨励に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第5については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第10号、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第10号、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づき、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」（補足説明）

それでは、議案第10号について補足説明させていただきます。

議案につきましては、目次その2の1頁、計画案は別冊となっております。

提案の計画についてであります。いわゆる過疎計画です。過疎地域の発展と進行を目的に制定された法律に基づいたものであり、過疎地域に指定された市町村が策定した場合、計画書本体に登載された事業は、地方交付税措置が70%と有利な過疎対策事業債を発行することができることになってございます。

江差町は、平成9年に指定されて以来、計画を策定し、この起債を活用し、様々な事業を行ってきました。

この法律自体、時限立法として制定されており、これまでも何度か新たな法律として制定され、その都度、計画を策定してきたところです。

今回につきましても、これまでの法律が今年3月31日に廃止することに伴い、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する法律が制定されたことから、新法に基づいた過疎計画の策定を進めてきたところですが、この度、令和3年度から5か年間の計画案を策定し、北海道との協議が、事前協議が整いましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

計画書の内容の詳細な説明は割愛させていただきますが、一箇所だけ事業計画について説明させていただきます。

計画書62頁、後ろから1枚開いて頂きます。具体的な事業が掲載されてございます。

現時点で江差町が過疎債を充当することを想定している事業を掲載してございます。

今後、5か年に渡って新たな事業が出てきましたら、その都度、必要に応じて事業の追加をしていくこととしております。

その際には改めて議会の議決をお願いすることになりますので、宜しくお願いいたします。

補足説明は、以上となります。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第10号、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。